

## 備前市建設工事における週休2日工事实施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、備前市が発注する建設工事において、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「週休2日」とは、原則として対象期間における土曜日・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することをいう。

2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、現場着手日(準備工事を除く。)から現場完成日までをいう。なお、対象期間内には、休日である土曜日・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。

4 この要領において「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。

5 この要領において「通期の週休2日の達成」とは、対象期間における土曜日・日曜日の日数と等しい、休日である土曜日・日曜日の日数(発注者が認めた振替日を含む。)を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

6 この要領において「月単位の週休2日の達成」とは、通期の週休2日を達成した工事のうち、対象期間が4週間(28日)以上であり、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土曜日・日曜日の前後1週間以内(祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。)に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

### (対象工事)

第3条 週休2日工事は、備前市が発注する原則全ての工事に適用する。ただし、以下のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 災害時における応急工事等の緊急を要する工事
- (2) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事
- (3) 建築工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書及び設計書の鑑に週休2日工事の対象工事である旨を明記するものとする。

3 発注者は、週休2日工事の対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記するものとする。

### (実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方式は、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

2 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土曜日・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日

は、作業を行う土曜日・日曜日の前後2週間以内(祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除き、月単位の週休2日の達成の場合にあつては前後1週間以内。)に設定するものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

(積算方法等)

第5条 通期の週休2日の達成をした場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

- 2 月単位の週休2日の達成をした場合は、精算時に前項の補正係数を月単位の週休2日の達成をした場合の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日の達成をすることができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。

- 3 前2項の補正係数は別に定めるものとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、受注者が対象期間において通期の週休2日の達成をした場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、通期の週休2日の達成をすることができなかった場合においても減点を行わないものとする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において通期の週休2日の達成が確認できた上で、しゅん功検査に合格した場合、受注者に対して、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、施行の日以降に、入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。